

二 高等教育機関の多様な展開

(一) 法人化を契機とした国立大学法人の取組み

知の時代とも言われる二一世紀にあつて、「知の創造と継承」を担う拠点である大学の役割は極めて重要である。

平成一六年四月に行われた国立大学の法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりに取り組み、国民や社会の期待に応えてその役割を一層しっかりと果たすことを目的とするものである。

法人化後一年経過した現在、各大学においては、その理念に応じた個性的な取組みが様々になされているところである。

① 制度の概要

国立大学法人制度の特徴としては、主に以下のようなものが挙げられる。

◆「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保
大学運営の自主性・自律性を高めるとともに、予算・組織等の規制を緩和し、自己の権限と責任の下において競争的環境が実現されることとなった。

◆ 責任ある経営体制の確立

法人化により経営の権限と責任が国から国立大学法人に移管され、学長中心のトップマネジメントが実現する仕組みとなった。学長と学長が任命した理事で構成され、学長のリーダーシップを支える「役員会」のほか、経営及び教育に関する審議機関として、それぞれ「経営協議会」、「教育研究評議会」が設けられている。

◆学外者の参画による運営システムを制度化

学外の専門的な知見を経営に直接反映させるため、学外者を理事や監事などの役員や経営協議会の委員として登用する仕組みを導入している。このほか、学長選考に關しても、学内外の意向をバランスよく反映させることなどを考慮し、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の代表者などが同数で構成する学長選考会議において選考を行う仕組みとしている。

◆「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行

国立大学法人の教職員については公務員としての身分を有しないこととしている。これにより、外国人の管理職への登用が可能となったほか、兼職・兼業を含め、雇用形態や給与体系・勤務時間体系等についてより柔軟で弾力的に取り扱うことが可能となっている。

◆評価の実施による事後チェック方式に移行

大学運営の自主性・自律性が増すことに伴い、評価が非常に重要な役割を果たすこととなる。

各国立大学法人は、各々が六年間において目指すべき目標とための具体的方策としてそれぞれ定められた中期

目標・中期計画の実施状況について自己点検・評価を行った後、文部科学省におかれる国立大学法人評価委員会の評価を受けることとされている。評価結果は、次期中期目標の内容や資源配分に反映されることとなっている。

②各大学の法人化を契機とした取組み

各大学においては学長を中心に学外有識者も加えた新しい経営体制の下で、法人化のメリットを最大限に活用し、学生サービスの改善、教育機能の充実、学術研究の一層の活性化、産学連携や地域貢献活動の充実など、それぞれの理念を踏まえた意欲的で特色ある取組みを積極的に展開している。

例えば、学生サービスについては法人化を契機に、これまで以上にきめ細やかで充実した支援体制の構築に向けた取組みが行われてきている。具体的には、これまでは経済的理由により授業料の納付が困難な場合に授業料等の免除を行っていたものを、法人化を機に大学独自の奨学金制度や特待生制度を設け、成績が優秀な学生に対し特別の授業料免除を開始したり、就職支援についても、人材関連会社

と連携した支援策、企業を招いての合同企業説明会の開催や銀行等のOBの協力のもとにきめ細かい就職相談業務の展開などの取組みが実施されている。

また、教育研究機能の強化も図られており、学生・卒業生・就職先等による教育効果の検証や、学生の成績評価にあつてのガイドラインの作成、学修の達成度を記録するとともに、それをもとにしたアドバイザー教員によるきめ細かい学生支援、また、研究面においても大学の個性や社会ニーズに対応した研究への重点化などの取組みも行われている。

この他、地域再生への貢献や産学連携の一層の促進として、専属の教員も配置した社会連携のための組織の設置や企業との包括連携協定の締結、地元企業の経営者等を対象としたプログラムの実施などの取組みが行われている。

また、これらの取組みを各大学が積極的に行うためには法人化のメリットを活用できる柔軟かつ責任ある意思決定の体制が求められているところであり、その中で例えば、学長裁量による戦略的なポストや予算配分、企業人の幹部職員への採用、教員への年俸制の導入などの取組みが行わ

れているところである。

国立大学がより確実にその役割を果たしていけるよう、文部科学省としても、このような各大学の諸改革への取組みを支援していくこととしている。

(二) 公立大学について

公立大学は、平成一六年には七七校設置されており、国公私立大学（短期大学を除く。）全体に占める割合は十%超、学生の割合は、五%弱になっている。近年、高齢化社会の到来や、介護保険制度の導入に伴い、保健衛生関係大学を中心に大学数が急速に増加しており、そのような観点からも、公立大学の果たす役割は大きくなっている。

公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の政策をより直接的に体现するという役割を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、

それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会への貢献が期待されている。

公立大学法人制度については、平成一六年四月一日に、地方独立行政法人とその一類型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により法人化することが可能となった。

公立大学法人制度は、国立大学の法人化と同様、大学の教育研究の特性を踏まえつつ、自律的な環境の下、地域社会の要請にこたえて、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある大学づくりを図ることを目的としている。

具体的には、これまでの公立大学にはない①「民間的発想」によるマネジメント、②予算・人事等の規制緩和による自律的かつ機動的な運営、③能力・業績に応じた弾力的な人事システム（非公務員型）、④第三者評価による適切な資源配分、積極的な情報公開と社会貢献の増大など、新たな仕組みを導入している。

一方で、公立大学法人の具体的な組織運営などについて

は、国立大学法人制度とは異なり、①地方公共団体の判断に基づき法人化（議会の議決を経て国等が認可）、②法人の長（理事長）が学長となることを原則としつつも理事長とは別に学長を任命することも可能、③経営及び教学に関する審議機関の具体的な審議事項は定款により定める仕組みなど、各地方の状況に応じ裁量を持たせた弾力的な制度となっている。

このように、公立大学法人制度は、地方公共団体が地域の实情に応じて公立大学の改革を図り、公立大学が教育研究や地域貢献など、地域の特色を生かした高等教育機関として更に発展するための有効な選択肢となるものと考えている。

なお、平成十六年度においては一法人、平成一七年度においては六法人が設立されている。

（三）私立大学の充実

○私立学校行政

学校法人とは、私立学校の設置を目的とする法人のこと

であり、平成一六年四月一日現在、全国に約八〇〇〇の法人が存在している。戦前の私立学校は、民法の規定に基づく財団法人により設置・運営されていたが、民法の規定は、高い公共性や安定性・継続性が求められる学校の教育的運営に欠けるところが少なくなかった。そこで、昭和二四年

に私立学校法が制定され、「公の性質」を持つ私立学校を設置・運営する主体にふさわしい要件を備えた法人として学校法人制度が創設された。

学校法人制度は、学校の安定性・継続性を担保しつつ民間参入を可能にした制度として、我が国における学校教育の発展に大きく貢献してきた。しかし、近年の社会・経済情勢の変化により私立学校全体が厳しい競争環境にさらされるようになってきているところである。このような状況に対処していくため、学校法人が主体的・機動的に対処できる体制の強化が重要な課題である。

そこで、文部科学省では、平成一四年一〇月に大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に小委員会を設け検討を行い、一五年一〇月に学校法人の管理運営制度の改善や財務の透明性の確保のための方策について、報告を取

りまとめた。

この報告等を踏まえて、平成一六年の通常国会において私立学校法が一部改正され、一七年四月一日より施行されることとなった。改正の主な内容は次のとおりである。

①学校法人の理事会制度に関する規定を整備するなど、理事・監事・評議員会の制度について、それぞれの権限や役割分担を明確にし、学校法人の管理運営の改善を図ること。

②学校法人自らが財務情報等を公開し、説明責任を果たすため、財産書類などを利害関係人からの請求に応じて閲覧に供することを義務付けること。

③各都道府県に置かれている私立学校審議会の委員の構成などについての詳細な規定を削除し、各都道府県の实情に合わせた構成を可能とすること。

今後は、今回の法改正による学校法人制度の改善をはじめ、私学助成の充実など様々な私学振興施策を推進し、私立学校への社会の信頼と評価を一層高めていきたいと考えているところである。

○私立大学への財政措置

①私立大学等経常費補助

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の経常的経費（教職員の人件費、学生の教育、教員の研究に必要な物件費等）について補助している。

平成一七年度においては、私立大学等が我が国の高等教育に果たしている役割の重要性にかんがみ、対前年度三〇億円増の三三九二億五〇〇万円を計上している。「特別補助」においては、社会的要請の強い特色ある教育研究の取組みに対する支援の拡充を図っている。「私立大学教育研究高度化推進特別補助」においては、法科大学院支援経費の格段の充実を図るとともに、世界水準の優れた私立大学づくりを目指す観点から、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行い、教育研究の飛躍的向上を図る（特別補助と合わせて補助金総額に占める割合三三・四％）。

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専

修学校（専門課程）における大型の教育研究装置などの整備に要する経費について補助している。

平成一七年度においては、インターネット等を活用した大学間の教育研究の交流・連携を支援する「サイバーキャンパス整備事業」や施設の耐震補強工事やバリアフリー改修工事等を支援する「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」を引き続き実施するなど、一四三億四九〇〇万円を計上している。

③私立大学等研究設備等整備費補助

私立大学における基礎的研究に必要な研究設備並びに私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における基礎的研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助している。

平成一七年においては、対前年度二億七九四三万円増の六〇億六八〇〇万円を計上している。

④私立学校施設高度化推進事業費補助

私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画

的に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を助成するため、平成一七年度においては、対前年度六億円増の一億八九〇一万円を計上している。

⑤日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

○私立学校に関する税制

私立学校教育の振興に資するため、税制面からの支援を行っていくことも重要であり、様々な税制上の優遇措置が講じられている。

例えば、私立学校を設置する学校法人については、その高い公共性を考慮して、法人税・事業税は収益事業から生ずる所得に対してのみ課税され、収益事業から生じた所得

に対しても、法人税は軽減税率が適用されている。さらに、私立学校の行う一定の受託研究は収益事業の範囲から除外されている。また、学校法人が直接保育又は教育の用に供する不動産に関しては、不動産取得税・固定資産税が非課税とされている。

他方、学校法人への寄附金に対する措置として、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附金について、個人の場合には寄附金控除（なお、平成一七年度より、控除対象限度額が総所得の三〇％（従前は二五％）に引き上げられた）、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金参入が認められている。さらに、日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附金で私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄附金）については、法人が寄付した場合には、全額の損金参入が認められている。この受配者指定寄附金については、平成一六年度より、その手続等の大幅な改善が行われたところである。また、一定の要件を満たす学校法人に対して、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされている。

これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤強化の一助とし、各私立学校において魅力ある教育研究が進められることが期待できる。

○経営困難問題に対する対応

社会・経済情勢の変化に伴い、例えば、平成一六年度に入学定員を充足していない私立学校は、大学で約三〇%、短期大学で約四〇%となるなど、私立学校の経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中、各私立学校は、経営困難を回避すべく、それぞれが魅力ある教育研究を推進しつつ、質の保証に努めるとともに、長期的な一八歳人口の減少を見据えながら、中・長期的な計画を策定し経営基盤の強化を図るなど、不断の経営改善に取り組むことが何よりも求められている。

しかしながら、仮に私立大学が経営困難に陥った場合、社会的にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、文部科学省では、省内にプロジェクトチームを設け、今般「経営困難な学校法人への対応方針について」を取りまとめた。対応方針では、「私学の自主性の尊重」と「学

生の就学機会の確保」を基本として、学校法人が経営困難に陥らないための事前の指導・助言の在り方や、仮に経営困難に陥った場合の対応方策等について、現時点における考え方を次のとおり整理した。

- ① 学校法人の経営基盤強化は自らの責任で行うべきもの
- ② 文科省は、経営分析及び指導・助言等を通じ、主体的な経営改善努力を支援
- ③ 状況に応じ、経営改善計画の作成や、より抜本的な対応策の検討を求める。
- ④ 学校存続が不可能でも、卒業までの授業継続を求める。
- ⑤ 万一の場合には、関係者の協力により転学を支援

文部科学省では、この対応方針に基づき、経営困難な学校法人に対し自主的な経営改善努力を促すこととしている。

(四) 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後という早い年齢段階からの、実験・実習を重視した、五年間一貫の専門的・実践的

な技術教育を特徴とする高等教育機関である。

工業の分野を中心に、平成一七年四月現在、国立五五校、公立五校、私立三校の計六三校が設置されているが、その教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は一〇倍前後であり、例年一〇〇%近い就職率となっている。

卒業後には、大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成一六年三月の高等専門学校卒業者のうち約三九%に当たる三九二五人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学をはじめとする国・公・私立大学等に進学している。

このうち、専攻科については、学校制度の複雑化構造を進める観点から、平成一七年度に新たに設置された七校（富山商船、鳥羽商船、広島商船、大島商船、弓削商船、大阪府立、近畿大学）を含め、現在では五九の高等専門学校に設置されている。これらの専攻科はすべて大学評価・学位授与機構の認定を受けており、その修了者は、一定の要件を満たせば同機構から学士の学位を授与されることとなっている。また、専攻科修了後の大学院進学率も年々上

昇傾向にある。

また、全国に五五校ある国立高等専門学校については、これらを設置し、運営する組織として、平成一六年四月一日に独立行政法人国立高等専門学校機構が発足した。独立行政法人化に伴い、国立高等専門学校の裁量が拡大し、学校運営の弾力化が図られることによって、一層の個性化、活性化、教育研究の高度化が推進されている。またスケールメリットを活かして国立高等専門学校全体として取り組むべき共通の課題に対応していくことや、各学校の枠を超えた教育活動の推進や学生支援の充実を図っているところである。文部科学省としても、こうした国立高等専門学校の法人化の目的が確実に達成されるように、法人制度の運用に当たって、高等専門学校における教育研究の特性に十分配慮するとともに、今後とも必要な財政的支援に努めていくこととしている。

さらに各高等専門学校においては、近年の科学技術の高度化や産業構造の変化等社会のニーズに対応し、カリキュラムの見直しなどの教育改革や新分野の学科の新設・改組等も進められており、平成一七年度には、情報分野等の新

たな社会のニーズに対応するため、七高専七学科が新たに改組（改称）された。また地域共同テクノセンター等を拠点として、地元企業・各種団体との共同研究・技術支援などを通じて、地域産業の振興に貢献している。

（五）専修学校教育の充実

①専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として、昭和五十一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一六度においては、学校数は三四四校、生徒数は約七九万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする高等課程（高等専修学校）及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、一六年度では、一九・二％（大学三七・二％、短大七・八％）であり、また、在学生数は約六九万人に及んでおり、高等教育

機関としての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

②専修学校教育の振興のための制度改正

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成七年一月には、専修学校における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇時間以上の要件を満たす専門学校の修了者に対して「専門士」の称号を付与できることとした。

また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇時間以上の専門学校の修了者は、大学への編入学が可能となっている。一六年度には一九六一人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。

また、平成一一年六月の生涯学習審議会答申を踏まえ、同年一〇月には専修学校設置基準が改正された。主な改正点は、①高等課程及び専門課程において、在学中や入学前における他の大学・短大・専修学校等の履修認定制度を拡

大したこと、②多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を授業方法として位置づけたことであり、制度の弾力化が図られた。

さらに、平成一四年度からは、教育活動の透明性を高め、教育内容の更なる向上を図るため、専修学校における自己点検・評価を努力義務としたところである。

③専修学校関係予算

予算面に関しては、平成一六年度から「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」が開始され、正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等に、職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育機会を提供していくため、専修学校において学びながら働く人のための就業を組み込んだ「実務・教育連結型人材育成システム」（日本版デュアルシステム）についての先導的モデルカリキュラムや、短期教育プログラムの開発・導入を推進する取組みを支援している。さらに、平成一七年度からは新たに、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を行う「専修学校教育重点支援

プラン」や、若年者の職業意識の高揚を図る「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」事業を行っていくこととしている。

このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。